

第 3 章 地域協働復興

第3章 地域協働復興

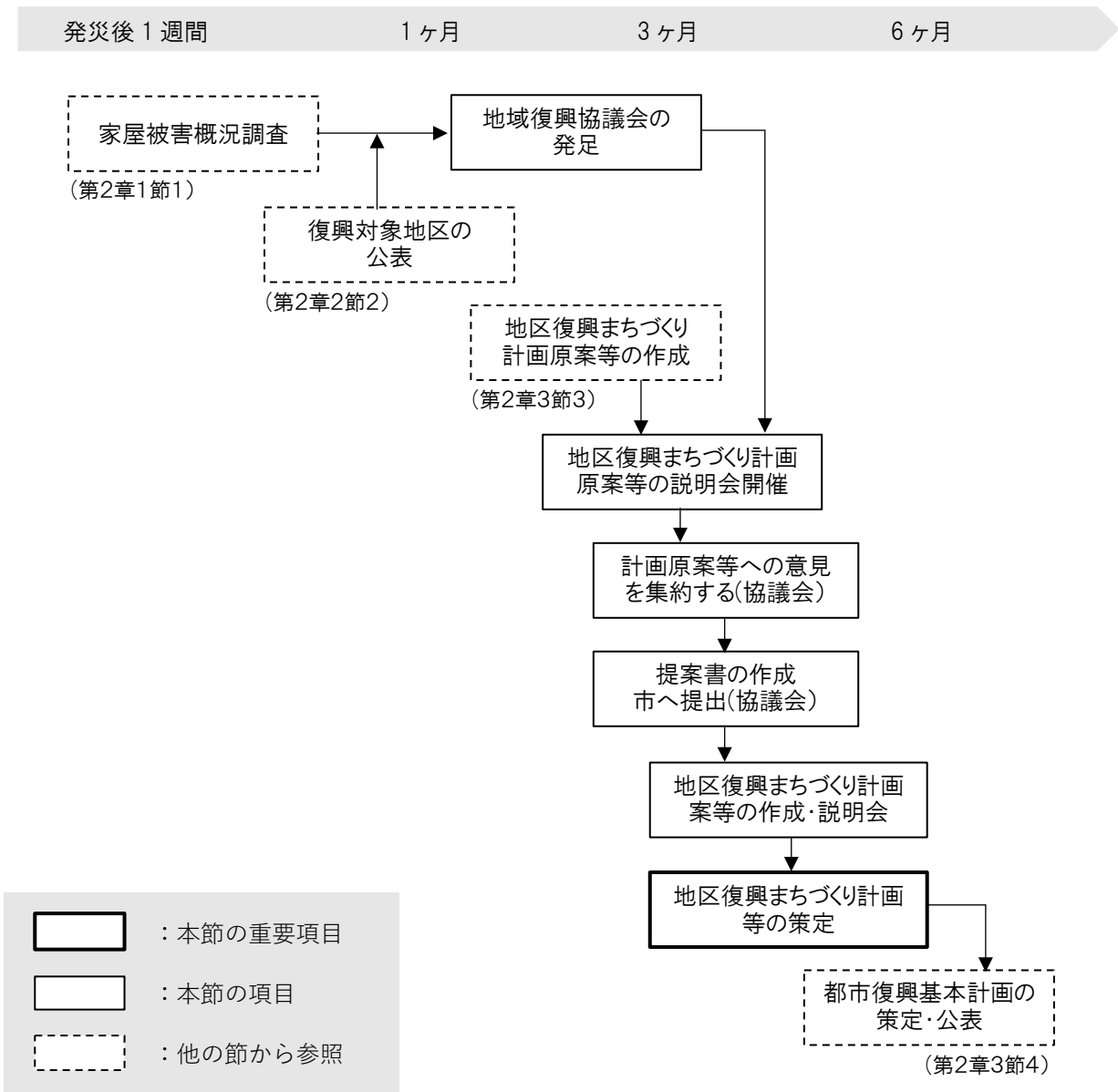
第1節 地区復興まちづくり計画等の策定	3-1
1 地域復興協議会の発足	3-2
2 地区復興まちづくり計画原案等説明会	3-8
3 地区復興まちづくり提案の検討に係る支援	3-10
4 地区復興まちづくり計画等の策定	3-14
第2節 地域復興協議会の支援と運営	3-17
1 協議会事務所の開設	3-18
2 協議会の運営に係る支援	3-20
第3節 時限的市街地の形成と運営	3-23
1 時限的市街地用地の確保	3-24
2 時限的市街地の建設	3-28
3 時限的市街地の運営の支援	3-32
第4節 復興まちづくり事業の実施	3-35
1 復興まちづくり事業の実施	3-36
第5節 地域協働復興に向けての事前対策	3-39
1 地域協働復興の周知	3-40

第1節

地区復興まちづくり計画の策定

復興対象地区の設定に基づき、復興まちづくりが必要な地区において市から声掛けを行い、地域復興協議会を立ち上げる。
 市による地区復興まちづくり計画原案等の説明を受けて、協議会は、地域住民の意見を集約し、それを提案書としてまとめ市に提出する。
 市は提案書や説明会等での意見を反映し、最終的に地区復興まちづくり計画を策定する。

■本節に関わる業務の関連フロー

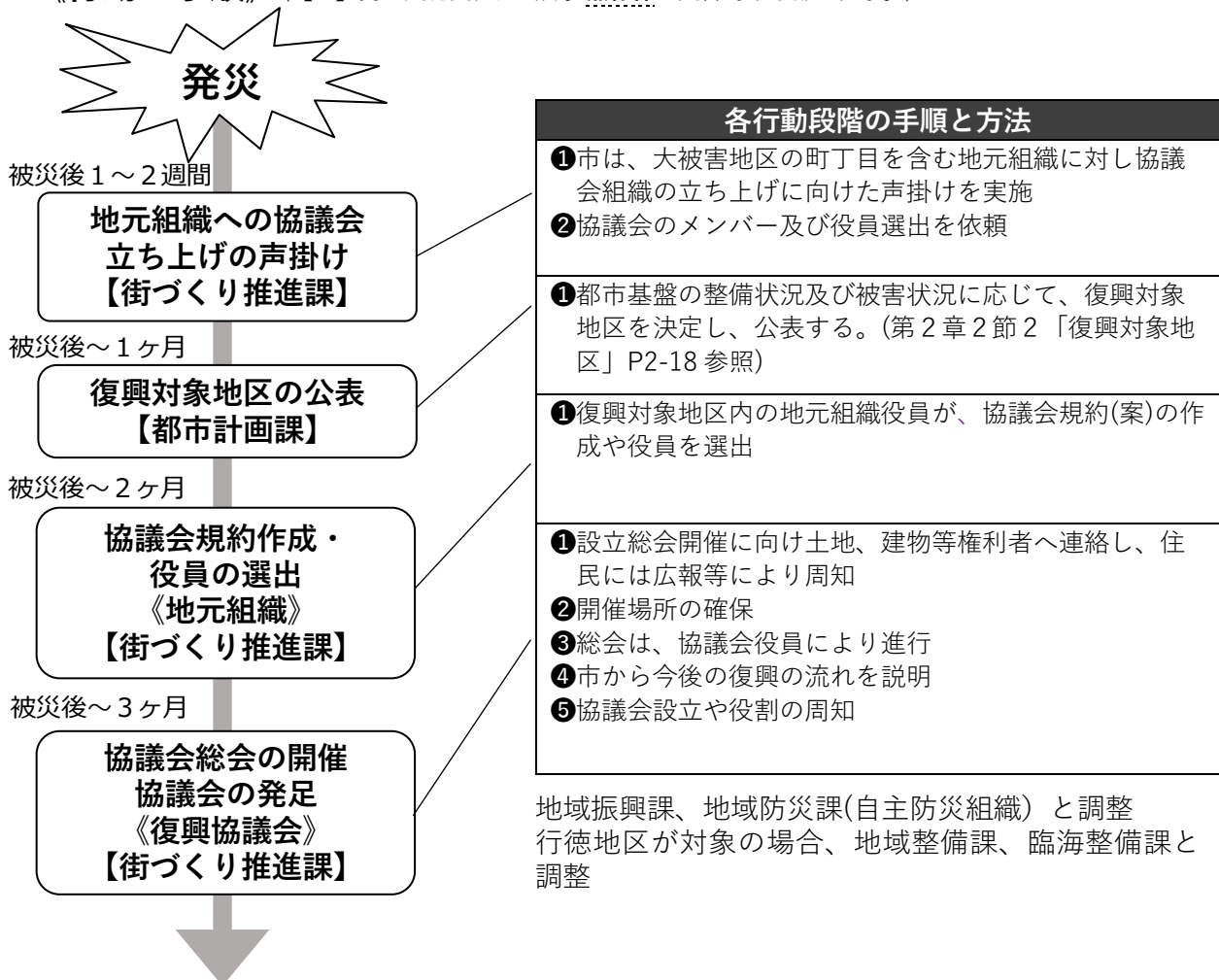


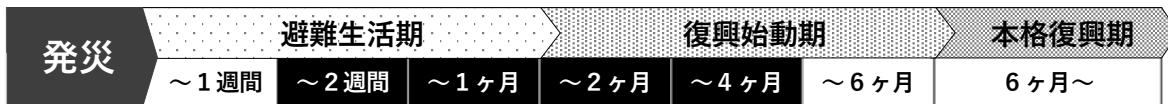
地域 1 節 1	第 1 節 地区復興まちづくり計画の策定	
	地域復興協議会の発足	
主管課	街づくり推進課	関係部課
		地域防災課、地域振興課、 臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- 地域復興協議会は、地区の復興まちづくりの住民窓口として地域住民により組織されるものである。
- 家屋被害概況調査(第2章1節1「家屋被害概況調査」P2-2 参照)の結果を受け、大被害地区の町丁目を含む既存の地元組織に対し、協議会組織の立ち上げに向けた声掛けを行う。
- 地元組織では、協議会の発足に向けて協議会役員の選出、協議会委員の募集方法の決定までを行う。
- 復興対象地区内の地元組織の役員が協議会設立のため、協議会の規約の作成や協議会役員の選出等を行う。
- 協議会設立総会を開催し、役員選任の承認を得る。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



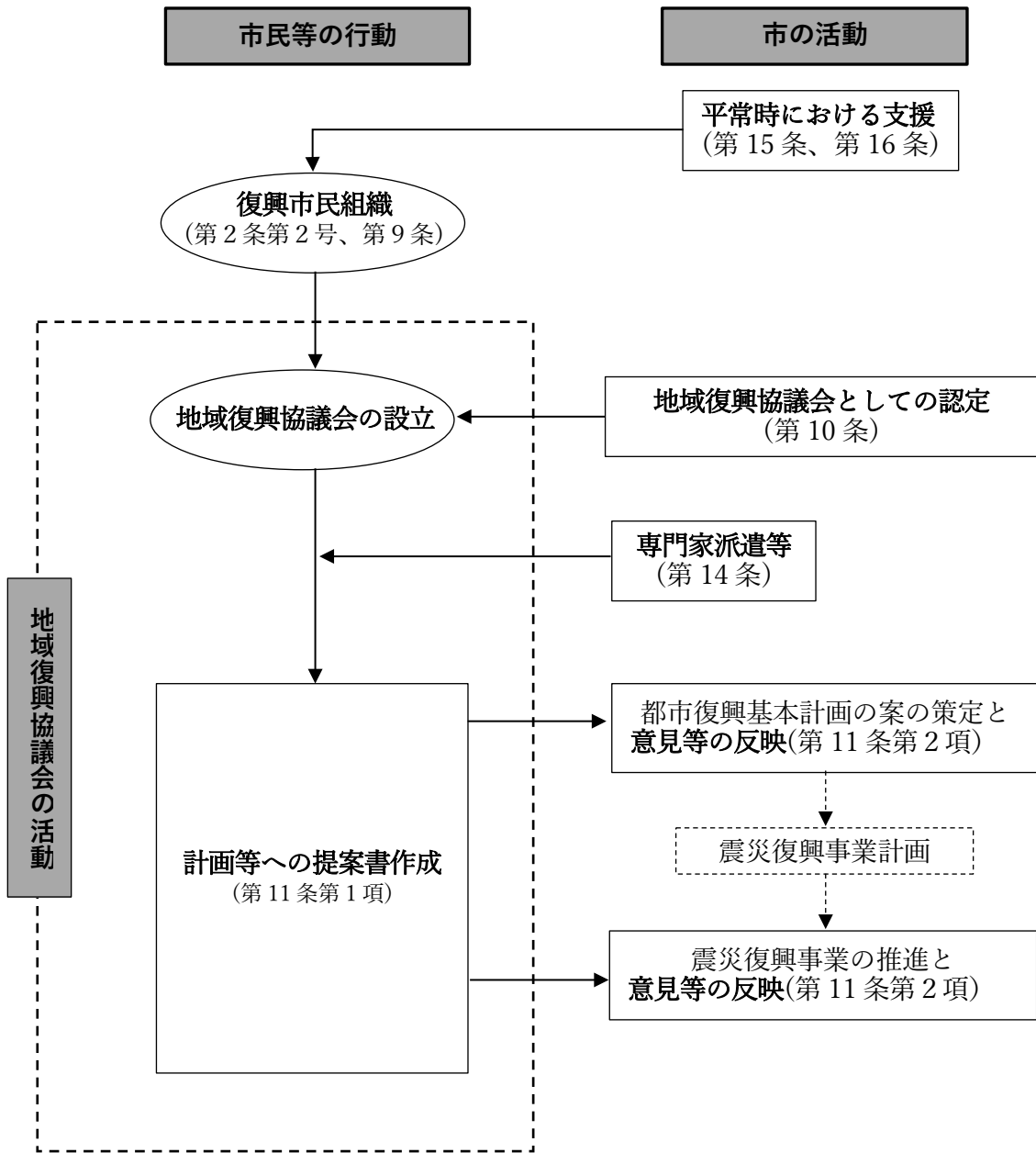


事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 規約案を準備しておく。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地元組織が発足していない地域においては、協議会立ち上げに向けて、個人への声掛けも検討する。 ◆ 協議会が複数地元組織からなる場合は、組織相互で連携して役員を選出する。 ◆ 協議会は地区住民の代表となる組織であることから、代表性が担保されるよう一定の要件のもと設立されるものとする。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地区外避難者への連絡方法を検討する。 ◆ 協議会を地域復興組織として、住民に事前に認められる手法を検討する。 ◆ 地元組織が発足していない地域における、協議会立ち上げ方法を検討する。 ◆ 地域協働復興推進条例の整備について検討する。 ◆ 住民代表となるよう、加入率等の要件を検討する。

この頁に必要な物品

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 規約案 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

地域協働復興推進のための条例(案)の概要



地域協働復興推進のための条例(案)

市川市地域協働復興推進条例(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に備えて、震災後の地域社会の復興に関し、基本理念並びに市長、市民、事業者及び復興市民組織の責務を明らかにするとともに、地域協働復興に関する活動の促進その他の施策の基本的な事項を定めることにより、地域社会の復興に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域協働復興 震災後において、市民(市内の土地又は建物に関し権利を有する者を含む。以下同じ。)が相互に協力し、事業者、ボランティア及び市長その他の行政機関との協働により、自主的に地域社会の復興を進めることをいう。
- 二 復興市民組織 地域協働復興に関する活動を行う組織をいう。

第2章 基本理念

(地域社会の復興に関する役割分担)

第3条 地域社会の復興は、震災により被害を受けた市民及び事業者(以下「市民等」という。)の自助及び共助の精神に基づく活動及び速やかな地域社会の復興が可能となるための適切な公的支援により実現されなければならない。

(総合的課題への対応)

第4条 地域社会の復興は、地域社会の復興に係る福祉、環境、産業、まちづくり等の課題が総合的かつ計画的に解決されるよう実施されなければならない。

(地域の自主的な復興活動)

第5条 すべての市民等は、地域社会の復興に当たっては、自主的な活動の下、地域の自然、歴史、文化等を生かした、豊かで活力に満ちた地域社会を実現するよう努めなければならない。

第3章 市長等の責務

(市長の責務)

第6条 市長は、前章に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域社会の復興を図るため、あらゆる施策を通じて最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、市長は、地域社会の復興に当たっては、市民等がその活動に参加するための条件を整備するとともに、復興市民組織が基本理念を踏まえて行う地域協働復興に関する活動について必要な支援及び協力を行うよう努めるものとする。

第3章 地域協働復興

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの地域社会の復興に努めなければならない。

2 市民は、復興市民組織が基本理念を踏まえて行う地域協働復興に関する活動に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、市長が実施する地域協働復興に関する施策及び復興市民組織が基本理念を踏まえて行う地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災後の地域社会の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

(復興市民組織の責務)

第9条 復興市民組織は、基本理念にのっとり、地域協働復興に関する活動が、広く市民等の理解の下に実施されるよう努めるものとする。

第4章 地域協働復興

第1節 地域復興協議会

(地域復興協議会の認定)

第10条 市長は、地域協働復興を促進することにより地域社会の復興を効果的に推進するため、次に掲げる要件を満たす復興市民組織を、地域復興協議会として認定することができる。

- 一 その活動を行う区域(以下「協働復興区」という。)を明示していること。
- 二 主たる構成員が協働復興区の市民等であること。
- 三 協働復興区の市民等の自主的参加の機会が保障されていること。
- 四 地域復興協議会の設立が協働復興区の市民等の多数の支持を得ていると認められること。
- 五 名称、目的、事務所の所在地その他の規則(以下「規則」という。)で定める事項を記載した規約を定めていること。

2 復興市民組織は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(地域復興協議会の活動)

第11条 地域復興協議会は、地域協働復興の活動を通して、次に掲げる内容について検討し、市長に提案することができる。

- 一 協働復興区に係る都市復興基本計画の案の策定に関すること。
- 二 協働復興区における震災復興事業の推進に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域協働復興の推進に関して必要な事項

2 市長は、前項の提案を受けた場合、地域復興協議会の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(規約の変更)

第 12 条 地域復興協議会は、第 10 条第 1 項第 5 号に規定する規約を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 第 10 条第 3 項の規定は、前項の規定による承認について準用する。

(認定の取消し)

第 13 条 市長は、地域復興協議会が第 10 条第 1 項各号に掲げるいずれかの要件を欠いたときその他規則で定める要件に該当するときは、同項の規定による認定を取り消すことができる。

2 第 10 条第 3 項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

第 2 節 地域復興協議会への支援等

(地域復興協議会への支援)

第 14 条 市長は、地域復興を推進するため、地域復興協議会に対し、情報の提供、専門家等の派遣その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

第 5 章 平常時における取組

(地域づくり活動の推進等)

第 15 条 市長は、地域協働復興が円滑に行われるよう、平常時から市民等と協働して、防災まちづくり活動その他の地域づくり活動を推進するとともに、復興市民組織の育成に努めなければならない。

(平常時の支援)

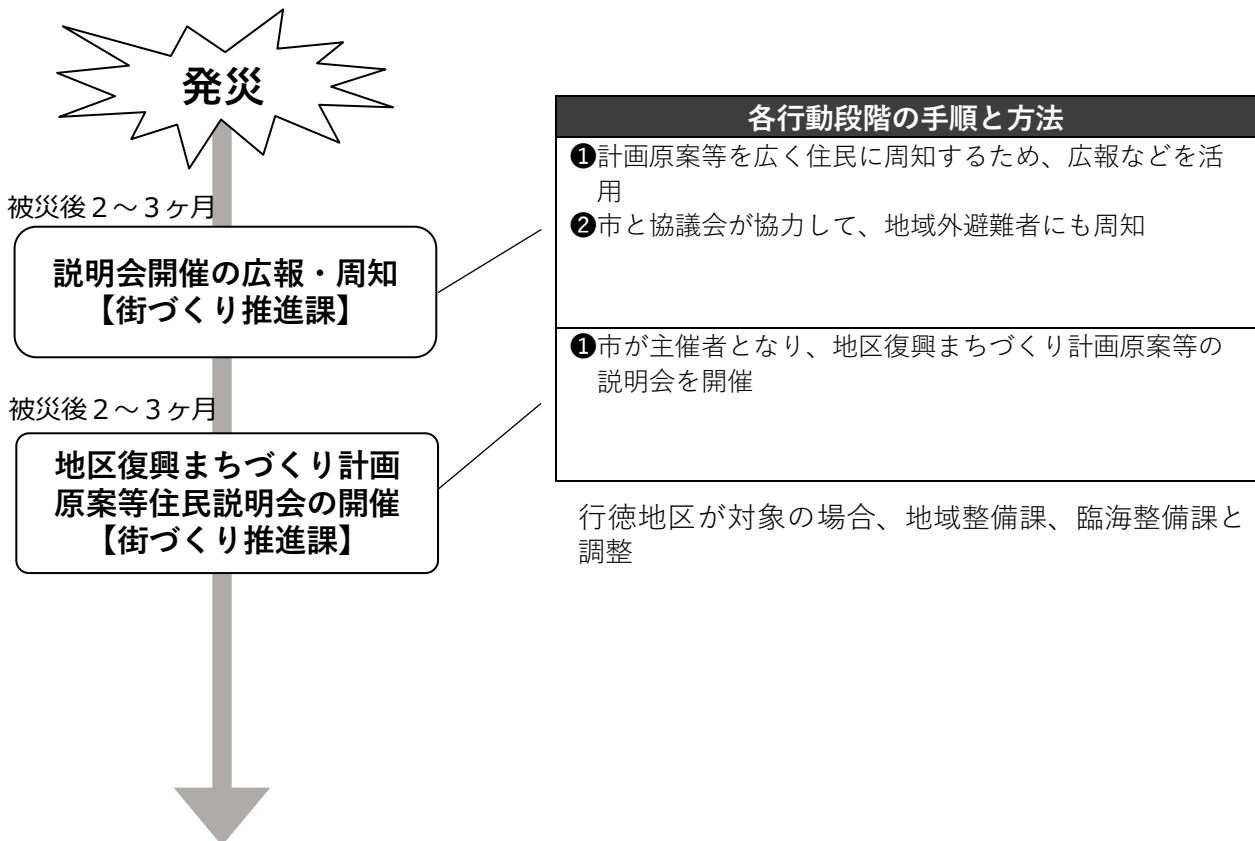
第 16 条 市長は、平常時における復興市民組織の活動を促進するため、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

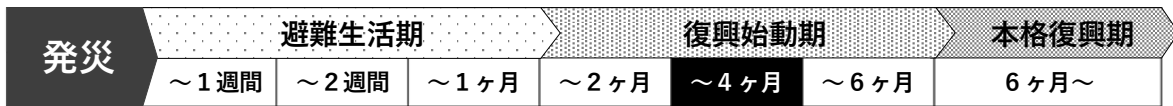
地域 1 節 2	第 1 節 地区復興まちづくり計画の策定		
	地区復興まちづくり計画原案等説明会		
主管課	街づくり推進課	関係部課	臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- この説明会は、甚大な被害を受けた被災地域の復興まちづくり事業を図るため、市から地区復興まちづくりの方針を提示するため行うものである。
- 地区復興まちづくり計画等は、都市復興基本計画(骨子案)を踏まえ、地区別の復興施策の具体化を図るため市が策定するものである。(第2章3節3「地区復興まちづくり計画等」P2-32 参照)
- 住民はこの説明会で示された計画原案等をたたき台として検討し、住民合意による提案を市にすることになる。(第3章1節3「地区復興まちづくり提案の検討に係る支援」P3-10 参照)

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 従前の計画(都市計画道路、地区計画等)を把握する。
留意事項	◆ 第2章都市の復興も参考にする。
検討課題	◆ 地域外避難者への周知手段を検討する。

この頁に必要な物品

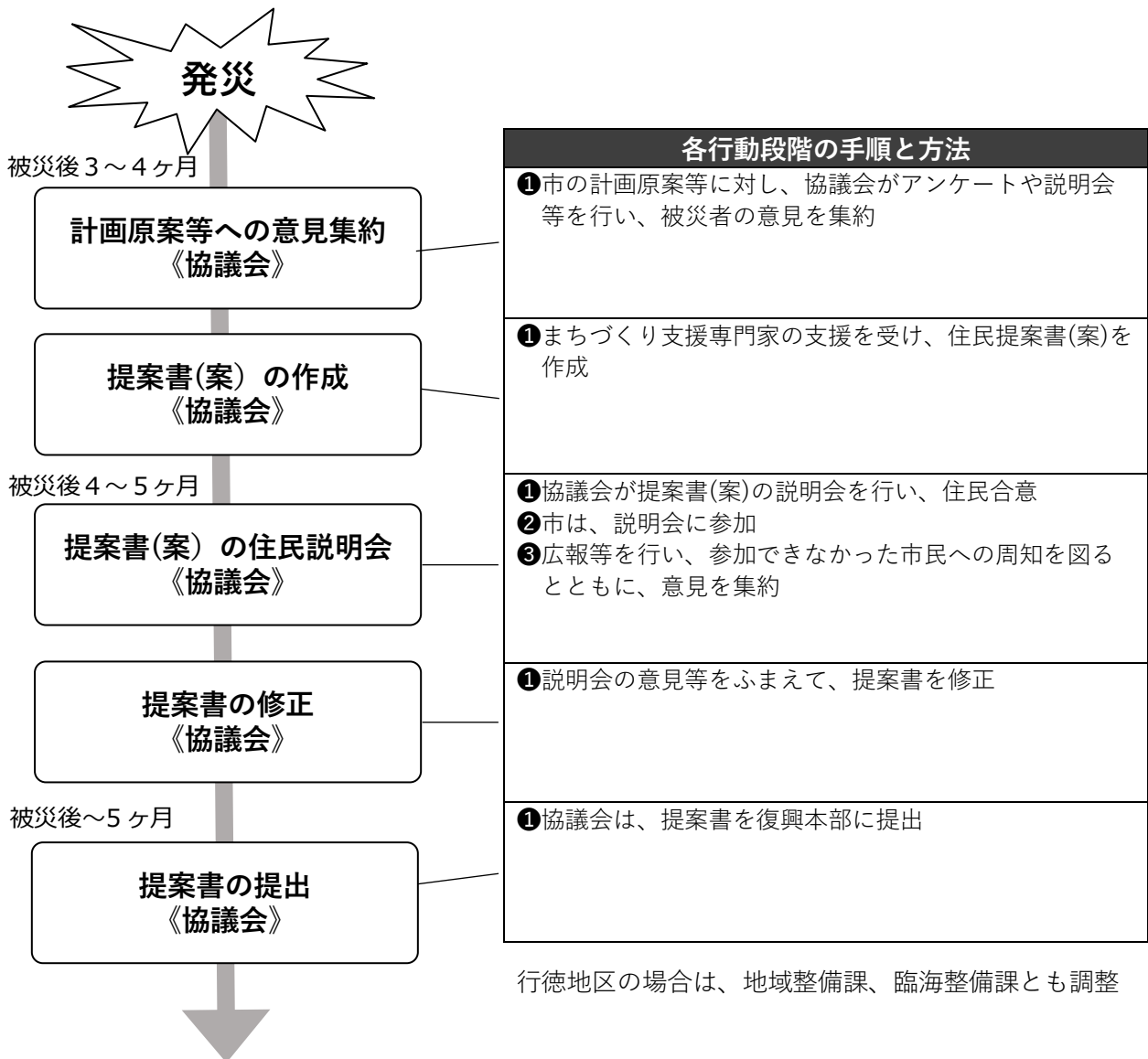
- | | |
|---|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 地区復興まちづくり計画原案等 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 意見記録集 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

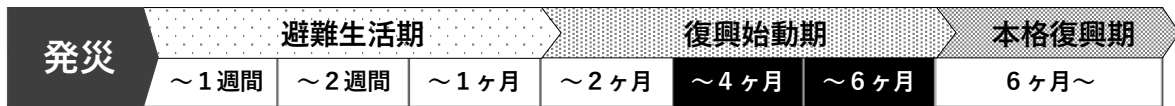
地域 1 節 3	第1節 地区復興まちづくり計画の策定		
	地区復興まちづくり提案の検討に係る支援		
主管課	街づくり推進課	関係部課	臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- 市は、地域復興協議会が行う以下の活動に対して、各種支援を行う。
- 協議会は、まちづくり支援専門家の支援を受け、市が提案した地区復興まちづくり計画原案等に対し、住民意見をまとめたまちづくり提案書を作成する。
- 協議会が地域に広報し、説明会を開催し、意見を集約する。
- 住民合意を得てから、市に提案書を提出する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 提案書のまとめ方(雛形)を作成する。 ◆ 提案書の提出手順を決めておく。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 近隣街区の地区復興街づくり計画と調整する。 ◆ 住民意見、住民合意のもと、進める。 ◆ 既存計画と整合を取る。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 検討の過程で職員・専門家・住民との信頼関係を構築する方法について検討する。 ◆ 提案書への住民合意の考え方(何をもちて住民合意とするか)及び反対意見の対応を検討する。 ◆ 専門家派遣の仕組みづくりを検討する。

この頁に必要な物品

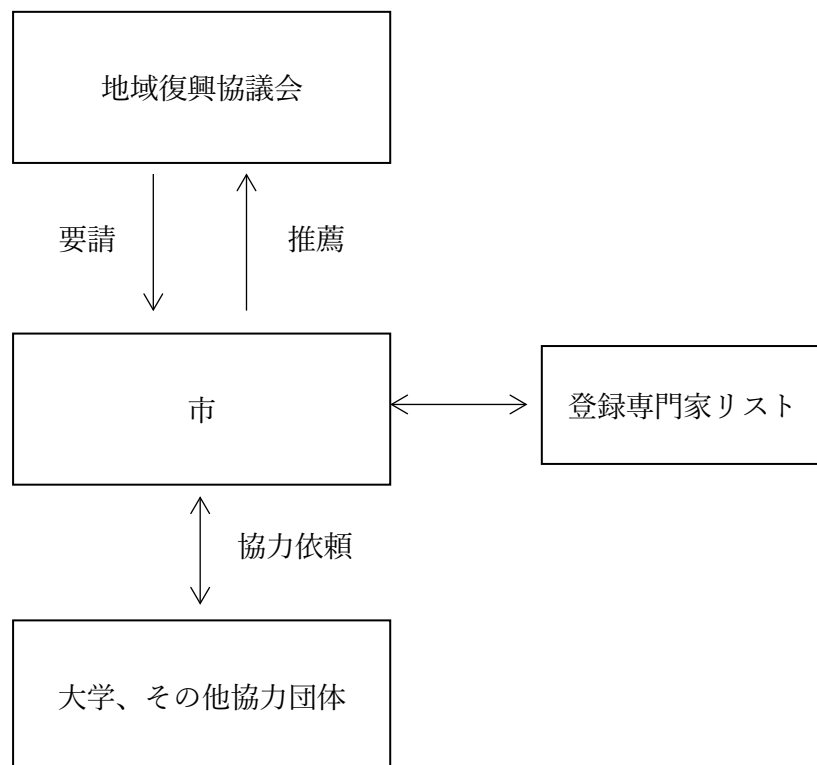
- | | |
|---|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 提案書(雛形) | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 提案書提出手順(マニュアル) | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

専門家派遣制度の体制

■まちづくり専門家の配分調整

非常時の参加型まちづくりを迅速に進めるためには、市において、同時に多くのまちづくり専門家の協力が必要となることから、効率的にまちづくり専門家を動員するために、専門家の登録リストを作成するなどして、専門家の配分調整を行う。

【専門家派遣の流れ】

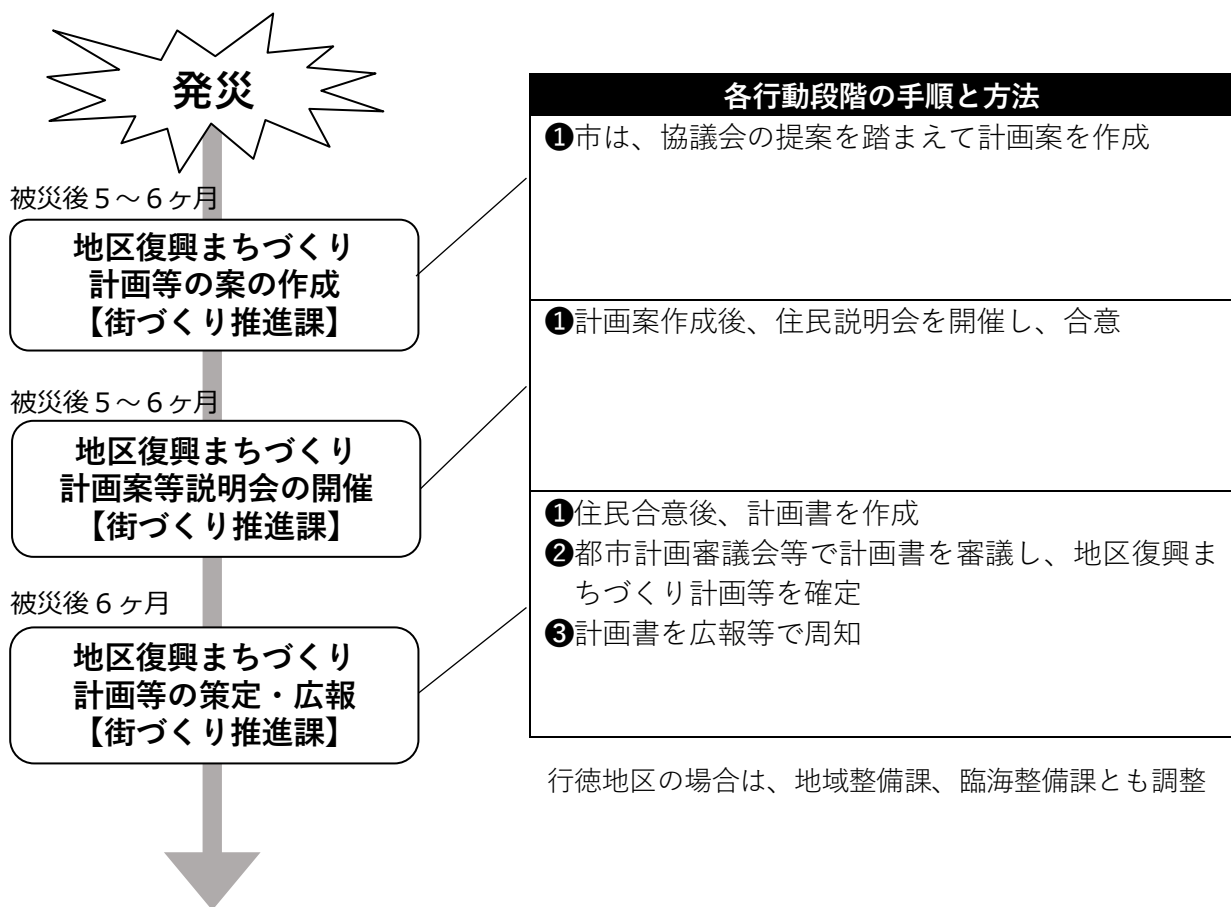


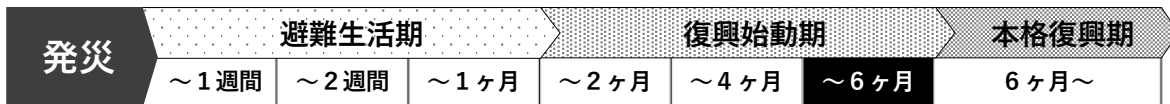
地域 1 節 4	第 1 節 地区復興まちづくり計画の策定		
	地区復興まちづくり計画等の策定		
主管課	街づくり推進課	関係部課	臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- 住民からのまちづくり提案書をふまえ、市で地区復興まちづくり計画等の案を作成する。
- 計画案については、説明会を開催し、意見の反映を行う。
- 市民意見の反映を行い、地区復興まちづくり計画等を策定する。(第2章3節3「地区復興まちづくり計画等」P2-32 参照)
(地区復興まちづくり計画等とは、地区の全体像を明らかにする「地区復興まちづくり計画」、それを実現するための個々の事業についての「復興都市計画、修復型事業計画」からなる)

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



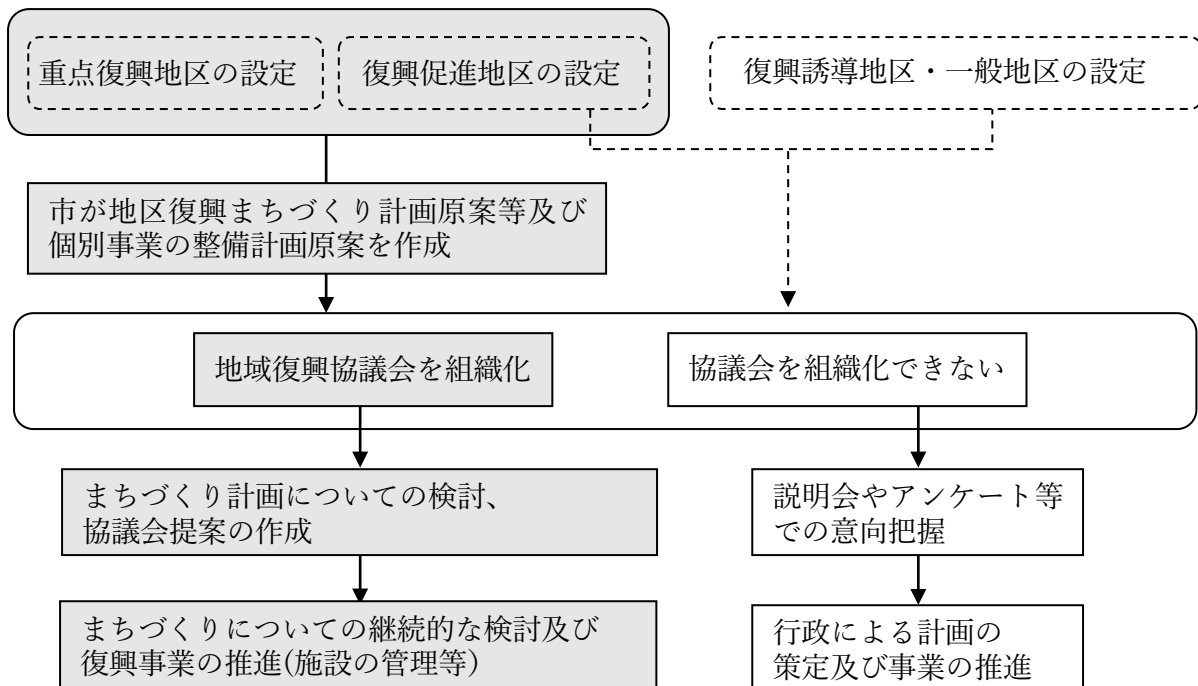


事前準備	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民提案が反映されたものとする。 ◆ 個々の計画について、道路等の都市基盤関連部署や財政部署と連携を図る。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地区復興まちづくり計画案等の住民合意に対する考え方(何をもって住民合意とするか)を整理しておく。

この頁に必要な物品	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

第3章 地域協働復興

地域における合意形成の流れ

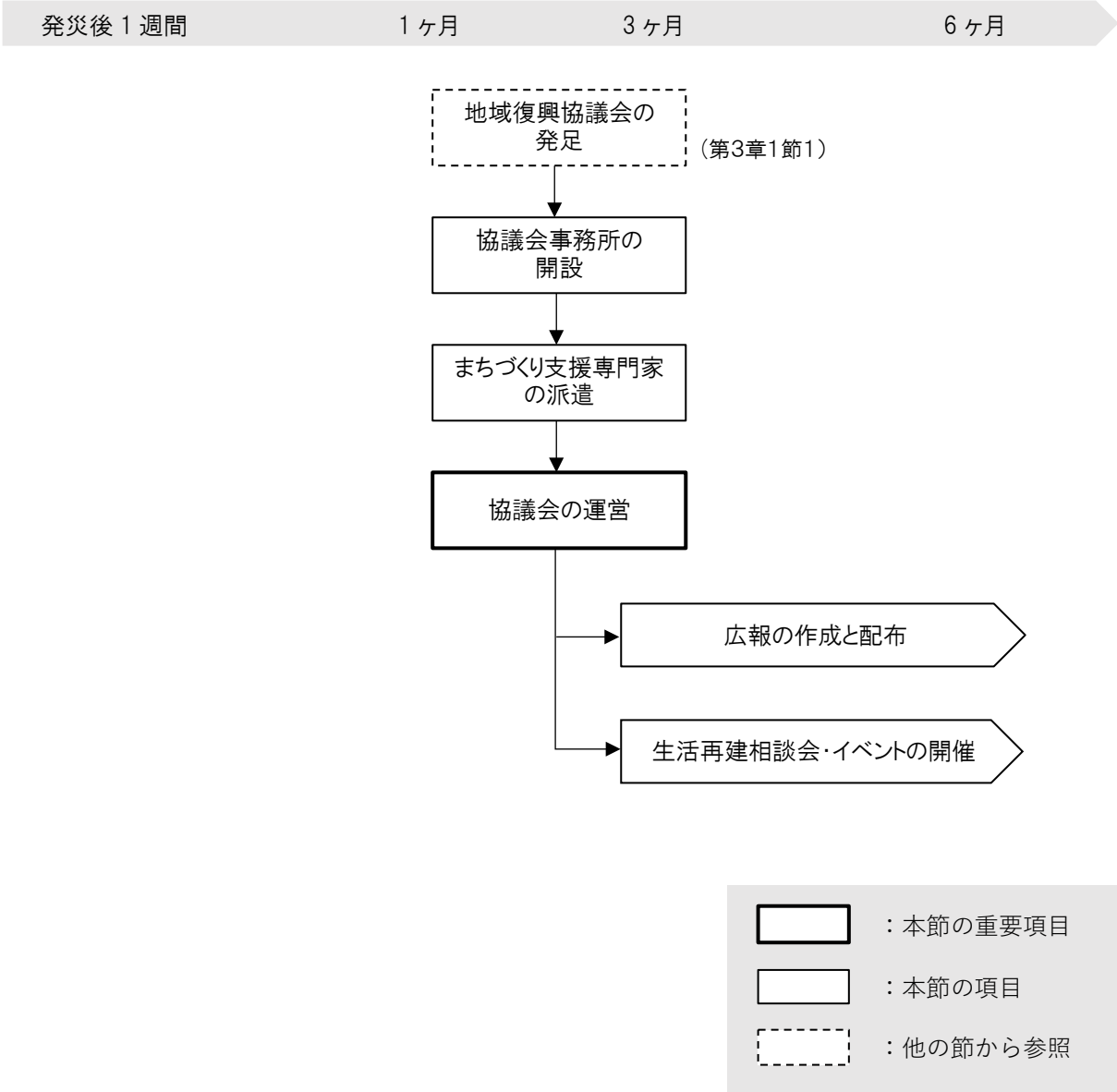


第2節

地域復興協議会の支援と運営

地域復興協議会は、まちづくり支援専門家の支援を受けて、復興まちづくりの住民窓口として、市と地区復興まちづくり計画等に関する協議等を行う。
また、協議会は市と連携した広報活動により、地域住民に対し復興まちづくりに関する情報や市との協議の経過等を周知するほか、相談会やイベントの開催等の活動を行う。

■本節に関わる業務の関連フロー



地域
2節1

協議会事務所の開設

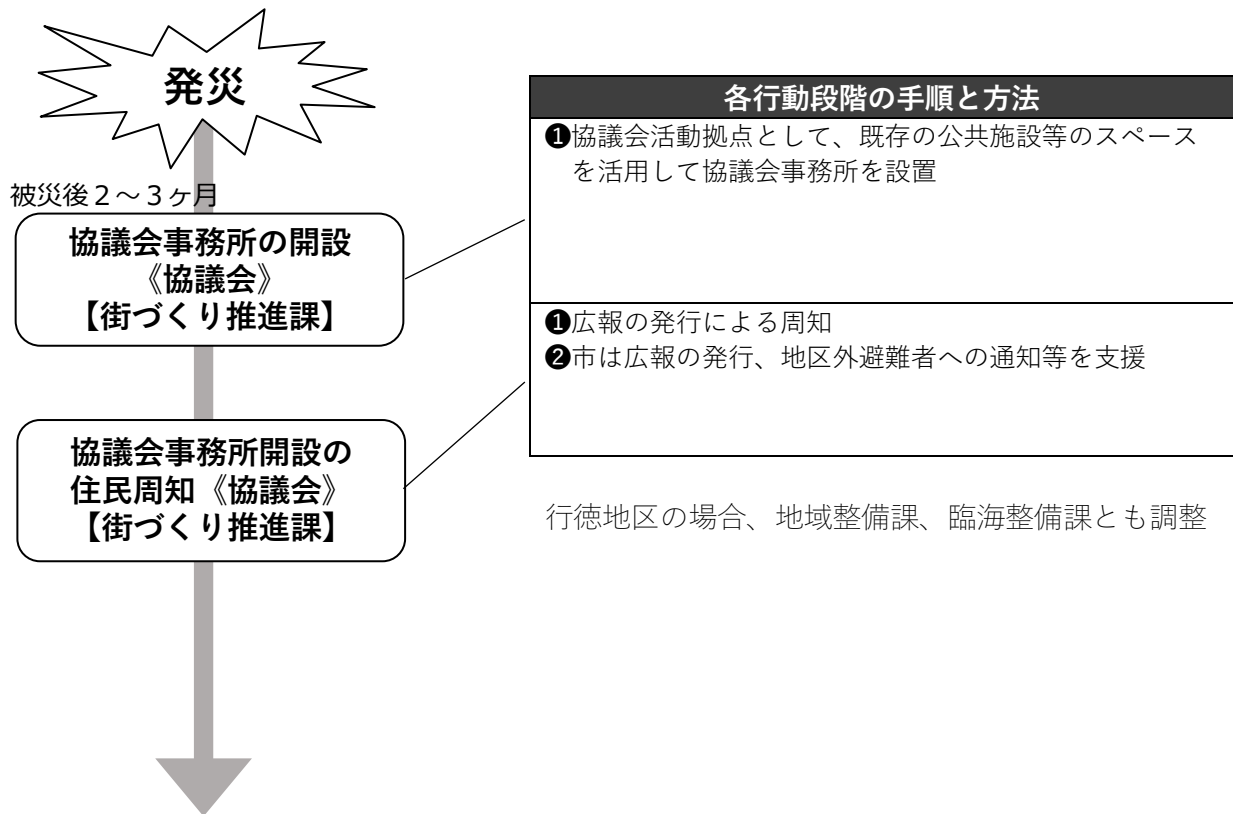
主管課 街づくり推進課

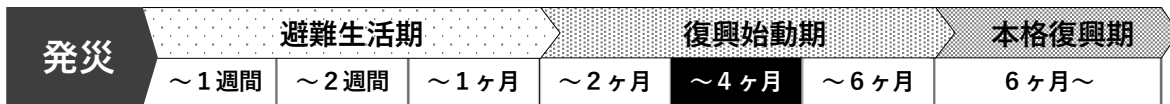
関係部課 臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- 協議会事務所は、地域復興協議会の活動拠点として、復興対象地区周辺の既存公共施設等を活用する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	
留意事項	
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事務所運営費用の負担(補助金対象の確認)について検討する。 ◆ 地区周辺の既存公共施設が使用できない場合の代替施設を検討する。 ◆ 被災者のニーズに応じた専門員の確保について検討する。

この頁に必要な物品

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 相談内容記録書 | <input type="checkbox"/> プリンター |
| <input type="checkbox"/> 電話 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> パソコン | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> ファックス | <input type="checkbox"/> |

地域
2節2

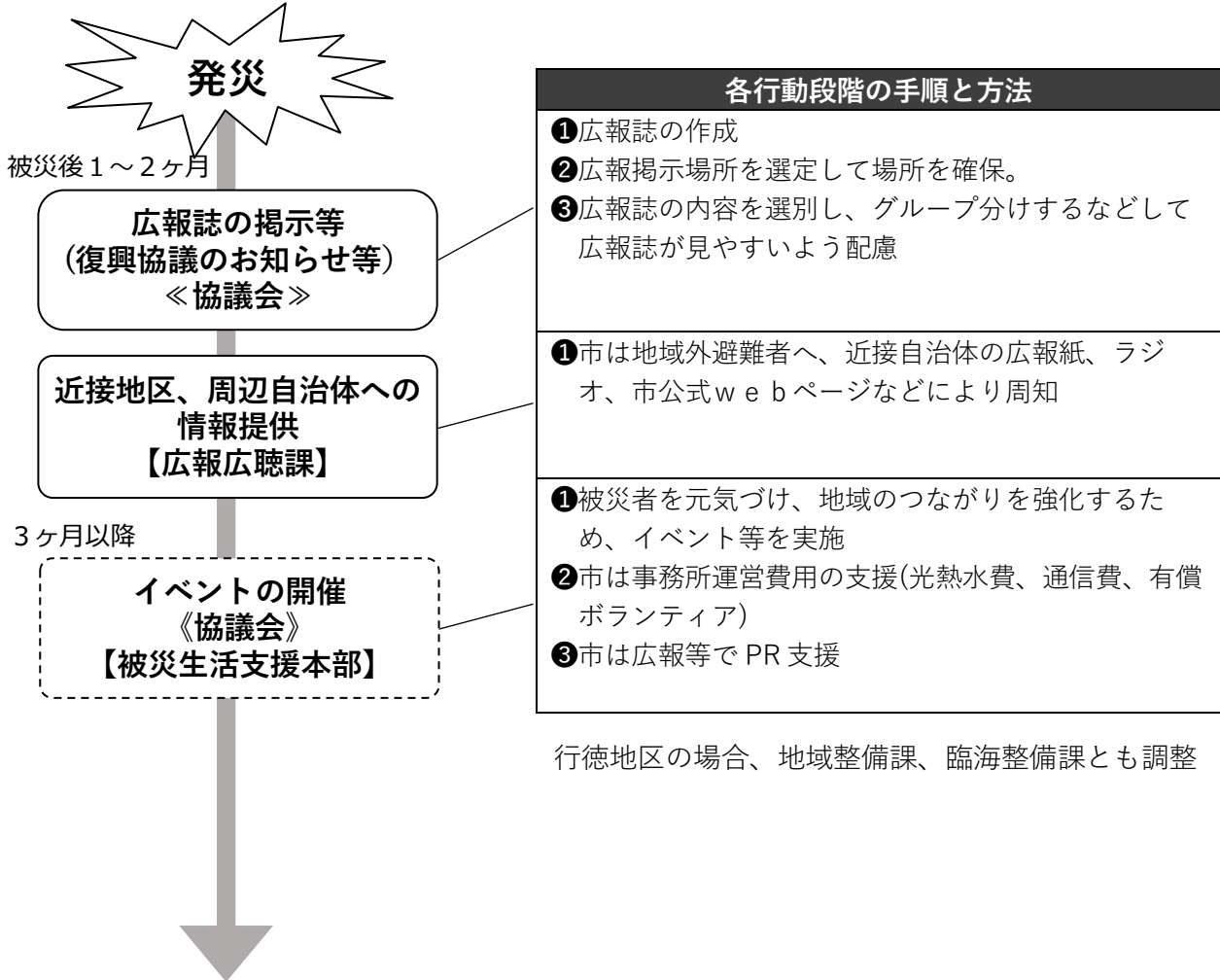
協議会の運営に係る支援

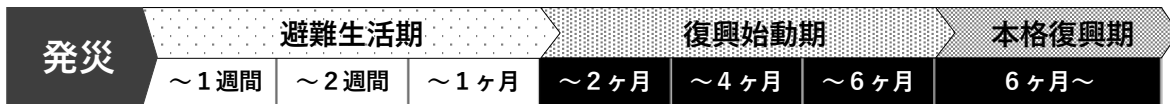
主管課	街づくり推進課 被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	広報広聴課、臨海整備課、 地域整備課
-----	------------------------------	------	-----------------------

《行動のあらまし》

- 市は、協議会の運営を支援する。
- 地域復興協議会は、市と協議した結果や地区復興まちづくり計画等の策定状況を、地域住民に周知する。(ニュース、市公式webページ、郵便、掲示、市広報を活用)
- 協議会は、地区外避難者へも周知を行う。(他自治体の協力を得て周知)
- 災害班拠点、避難拠点、公共施設等で日時を定めてイベント等を開催する。

《行動の手順》(【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。)





事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 他自治体との「災害時における広報活動の協力体制」を取り決める。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域復興協議会広報の発行を支援する。 ◆ 個人情報保護の徹底。 ◆ パソコン、プリンター、広報誌の用意を市は支援する。 ◆ イベントと同時に説明会を行う等、市と協議会で連携を図る。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地区外の避難者の把握方法を検討する。

この頁に必要な物品

- | | |
|------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> パソコン | <input type="checkbox"/> イス・テーブル |
| <input type="checkbox"/> プリンター | <input type="checkbox"/> テント |
| <input type="checkbox"/> 各種イベントグッズ | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 記録帳 | <input type="checkbox"/> |

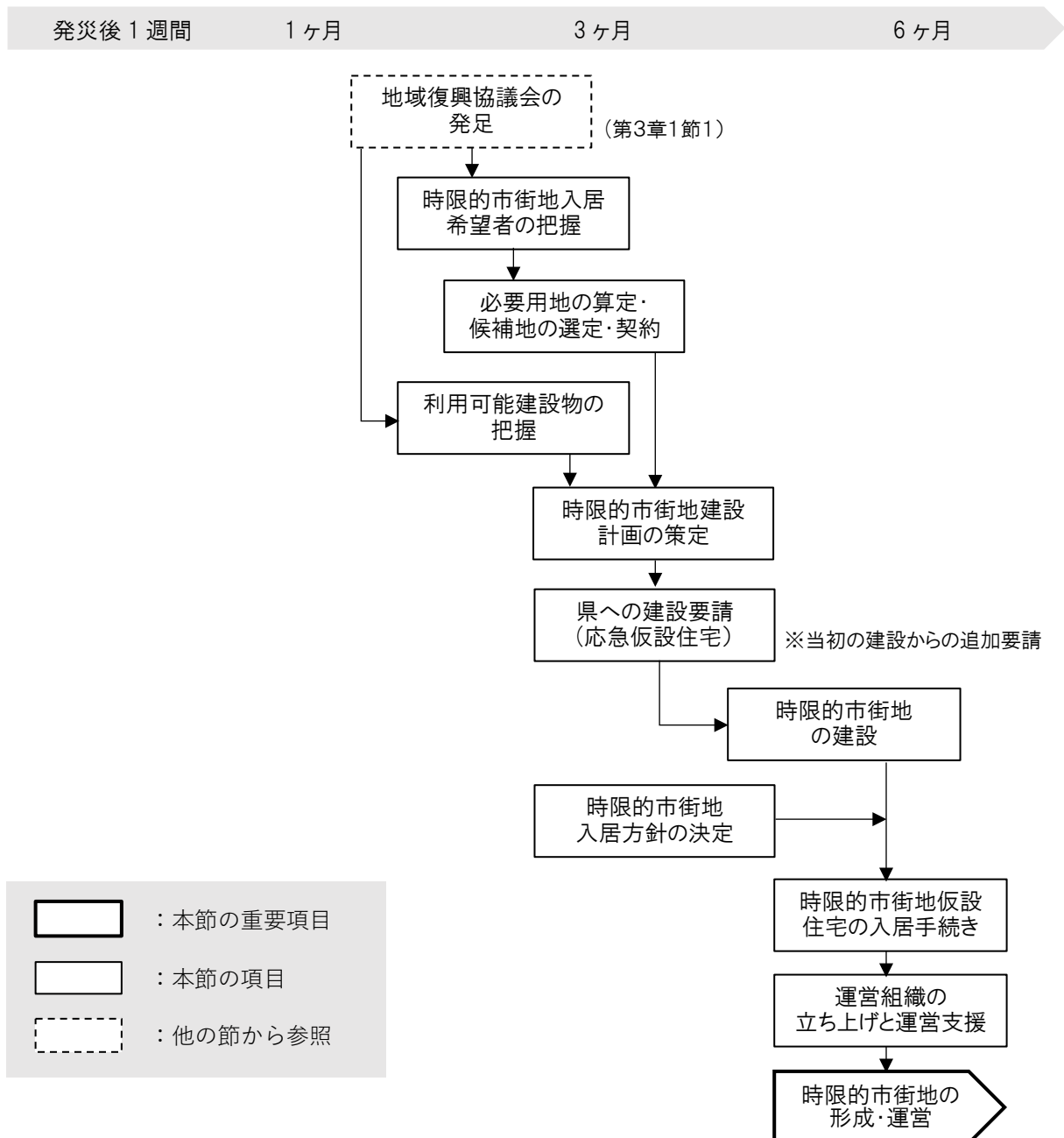
第3節

時限的市街地の形成と運営

被災住民が地元のみで生活再建に取り組むことができるよう、用地を確保し、応急仮設住宅等を建設し、時限的市街地を形成する。

あわせて市は、協議会が中核となって時限的市街地を運営する組織づくりの働きかけを行うとともに、その運営を支援する。

■本節に関わる業務の関連フロー

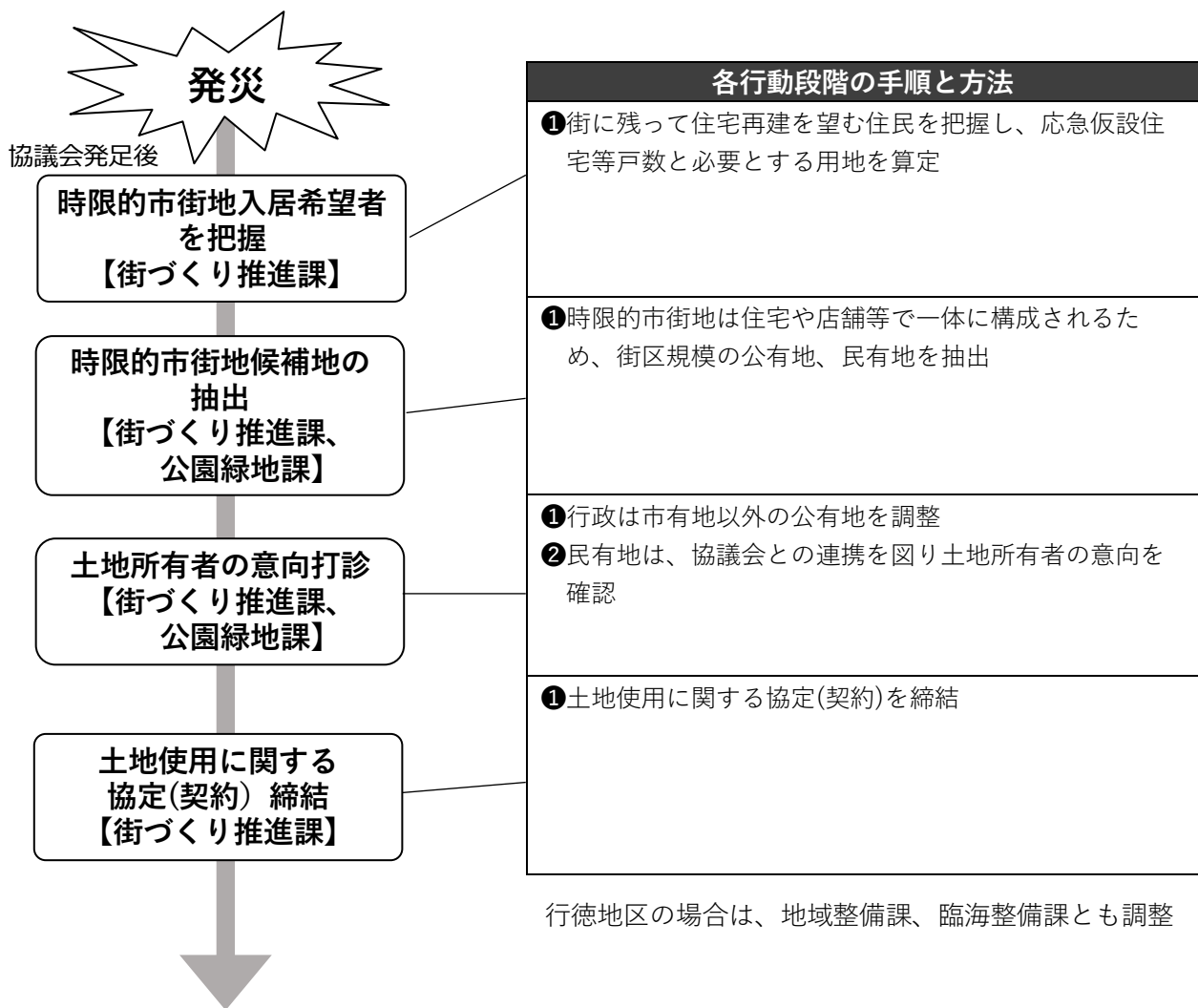


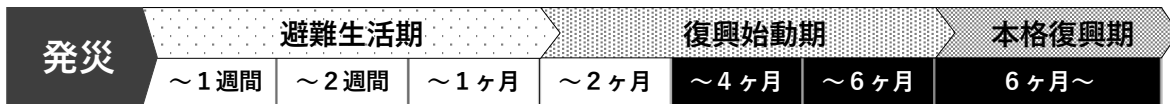
地域 3 節 1	第 3 節 時限的市街地の形成と運営		
	時限的市街地用地の確保		
主管課	街づくり推進課、公園緑地課	関係部課	臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- 被災住民が、地元のまちで、生活再建に取り組むことができるように、公有地、民有地、の順位立てで時限的市街地の用地を確保する。
- なお、時限的市街地は、応急仮設住宅、自力仮設住宅、仮設店舗、事業所、利用可能な残存家屋から構成される。
- 民有地については、市から土地所有者の協力が得られるように働きかけ、意向確認ができたならば土地賃貸借等の契約を行う。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



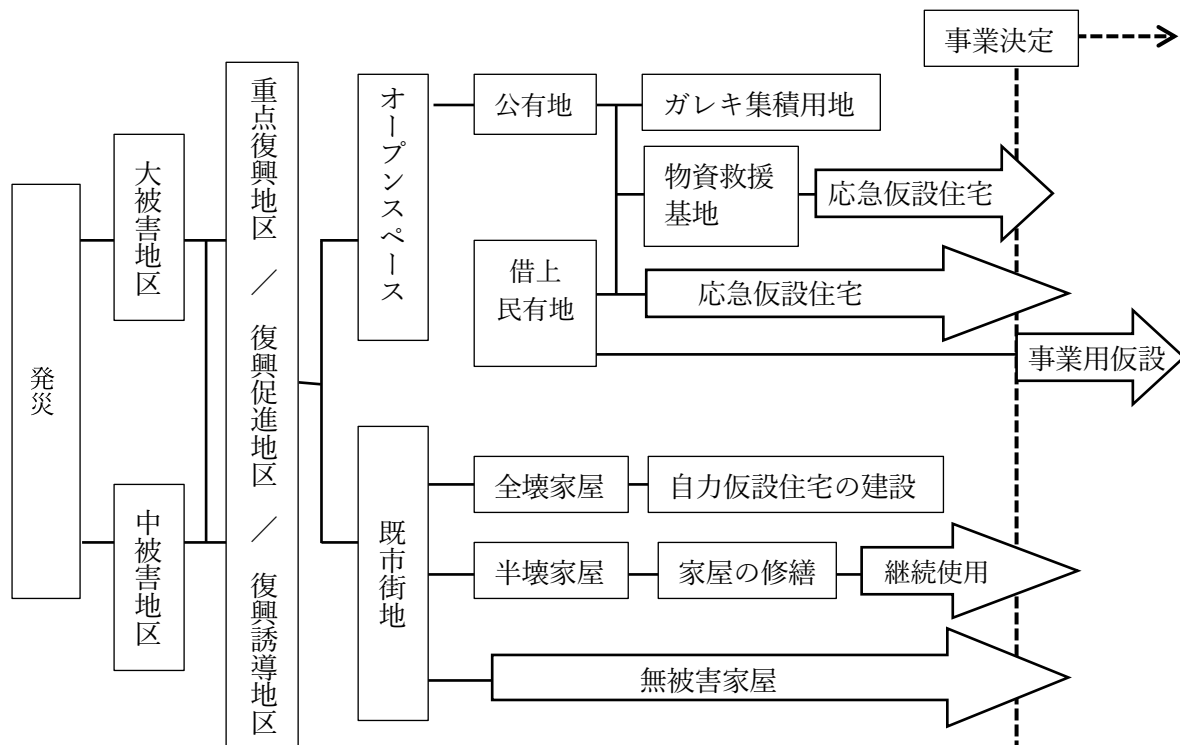


事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地区民有地の時限的市街地候補地を予め決めておく。 ◆ 利用可能な公有地(公園や都市計画事業地など)を、市が事前に把握をする。 ◆ 候補地にかかる制限等、関係法令等の整理をしておく。 ◆ 土地使用の契約要件を事前に明確にし、契約書案、協定書案を作成しておく。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 候補地を決めたら、事前に土地所有者の意向を確認しておく。 ◆ 候補地が決まったら、周辺住民とのトラブル防止のため公表する。 ◆ 民有地の土地所有者への協力の働きかけは、協議会とも連携を図る。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時における土地借上げ制度のルール化を検討する。 ◆ 借地料の算出及び残存物件の補償・撤去に関する契約内容を検討する。

この頁に必要な物品	
<input type="checkbox"/> 土地使用貸借契約書(雛形)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 土地建物等所有者リスト	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

地域協働復興における時限的市街地の形成

1. 時限的市街地の形成イメージ



2. 整備主体・運営主体

◆災害救助法にもとづく応急仮設住宅

- ・市は、応急仮設住宅の要望戸数、及び応急仮設住宅建設予定地の情報を県に伝える等、県の補助業務を行い、県は、応急仮設住宅の供給方針決定や建設計画策定等、応急仮設住宅供与に関する業務全般を行う。
- ・時限的(仮設)市街地の整備方針は、市が原案を作成する
- ・応急仮設住宅の建設は県が実施し、市は応急仮設住宅への入居者募集や運営を行う

◆災害救助法以外の仮設建築物

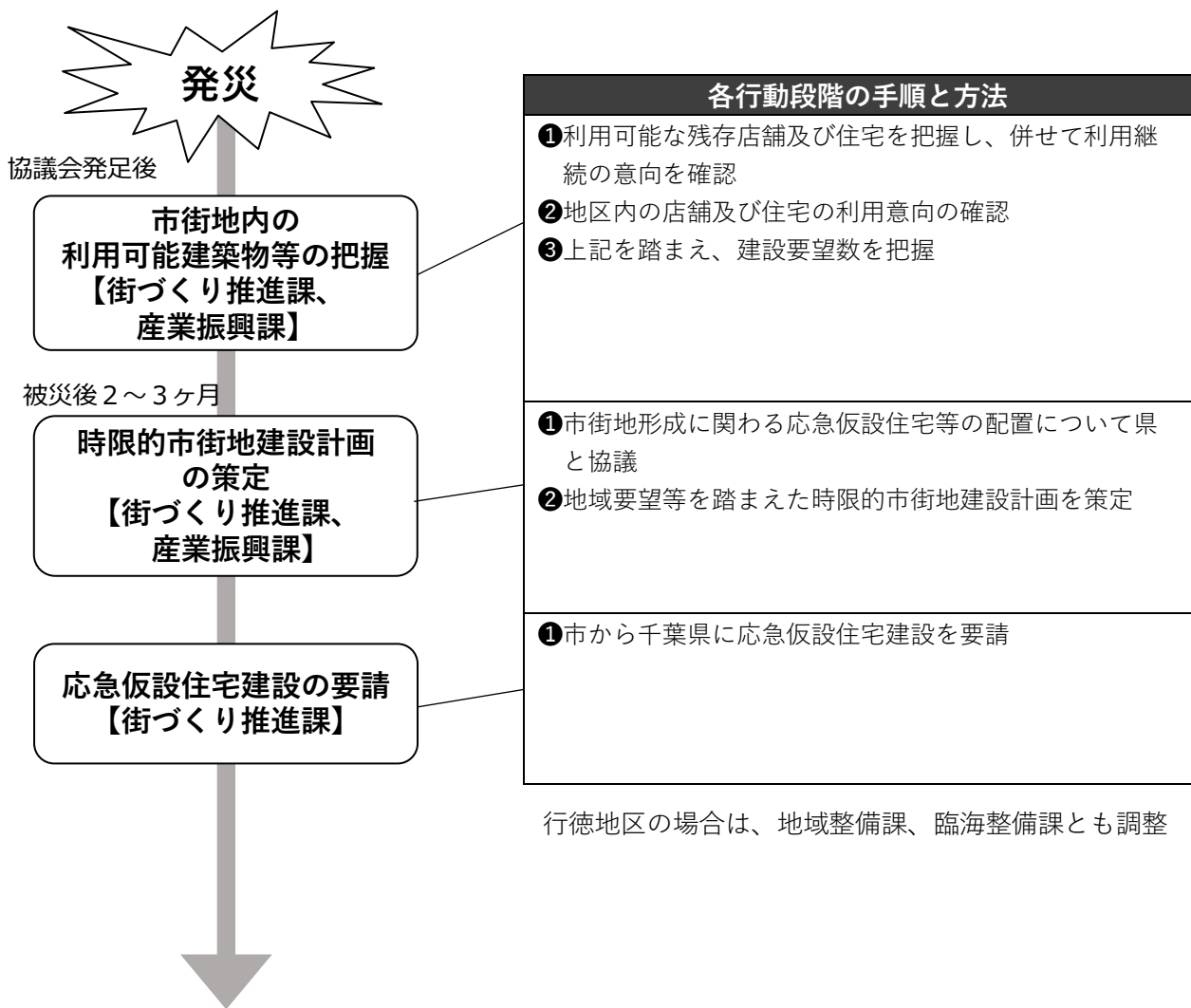
- ・県・市・地域等で連携して、事業用仮設住宅、基金等を活用するなど工夫して建設を図る。

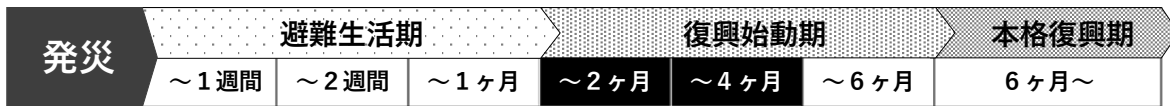
地域 3 節 2	第 3 節 時限的市街地の形成と運営		
	時限的市街地の建設		
主管課	街づくり推進課	関係部課	産業振興課、臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- 市は、時限的市街地を建設するため、市街地候補地内の残存家屋が利用可能かなどの把握を行うとともに、協議会と連携して、建設計画をまとめ、千葉県に応急仮設住宅建設の要請をする。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自力仮設住宅建設等への市の支援体制を確立する。 ◆ ライフラインの引き込み協定を締結する。 ◆ 建築物の設計や配置等に関する関係行政機関との協議を行う。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地区復興まちづくり計画等と整合を図る。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市独自の仮設住宅確保策を検討する。 ◆ 住宅リース会社と応急仮設住宅資材調達の協力体制を検討する。

この頁に必要な物品	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

時限的市街地の事例

<阪神・淡路大震災における神戸市長田区久二塚地区の取組>

「久二塚地区震災復興まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)は、早期に働く場所と住む場所を確保するため、市街地再開発事業の都市計画決定を受けて、事業用の仮設店舗や仮設住宅を、行政に代わって協議会が建設するなど、行政と協働しながら独自の活動を行いました。

1 地区の概況

- 縦横に商店街が行き交う住商混在地区
- 面積約3.2ha、人口約1,000人、世帯数約380世帯、商店数約240店、権利者数約570人

2 被害状況

- 倒壊焼失面積19,110㎡(59%)、倒壊焼失件数232件(62%)、倒壊焼失店数158店(66%)

3 復興の歩み

- 地下鉄整備に伴い3町が個別にまちづくりの話合いを持っていたが、震災を契機に新たに3町合同の協議会を発足
- 協議会は、震災から約2か月で90%以上の住民及び権利者の避難先を確認し、建物解体の同意や仮設建築物等の建設のために必要な権利関係資料の作成を実施
- 協議会は、倒壊建物の解体・撤去作業を協議会が一括して業者と契約できるように行政と交渉し、行政と協議会、業者の3者契約により、192件の解体撤去を実施
- 協議会は、135権利者から約1.1haの土地を借り上げ、住民との各種交渉、仮設住宅及び仮設店舗の入居や工事等の管理運営等の検討を実施。仮設店舗は、仮設商店街「復興げんき村パラール」(約80店舗、約5,400㎡)として4年5か月にわたり営業
- 神戸市と財団法人阪神・淡路大震災復興基金は「パラール」の設置に当たり、仮設店舗設置費用の最大2分の1を助成する「商店街・小売市場共同仮設店舗補助制度」により支援を行った。
- これらの仮設住宅と仮設店舗は、後に市街地再開発事業の事業用仮設建築物として神戸市に引き取られた。



仮設商店街「復興げんき村パラール」(写真提供：神戸市)

出典：東京都震災復興マニュアル 復興プロセス編

地域

3 節 3

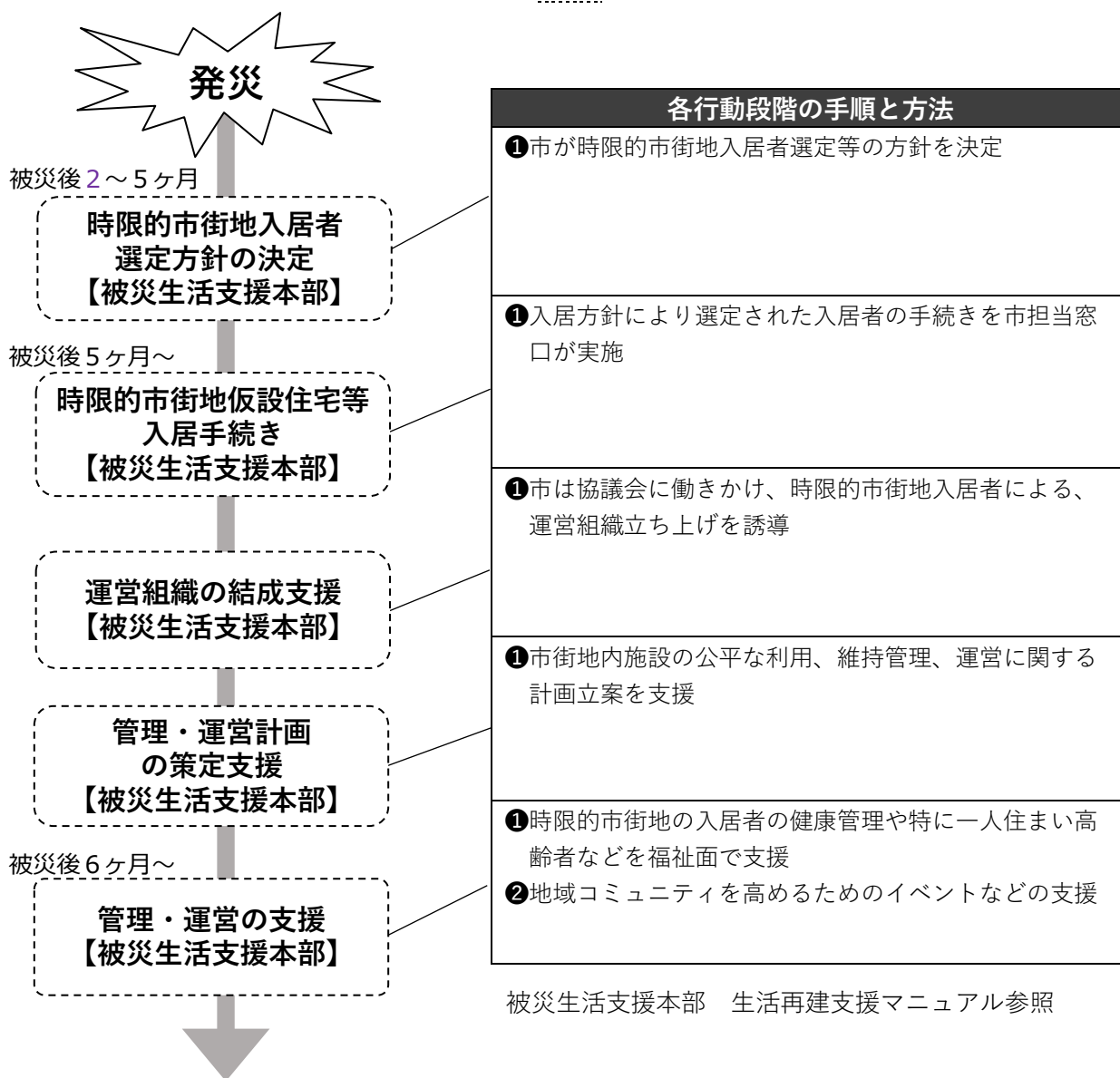
時限的市街地の運営の支援

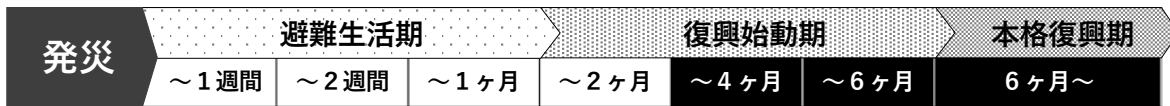
主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	
-----	-------------------	------	--

《行動のあらまし》

- 市は、時限的市街地入居者選定方針を定めるとともに、応急仮設住宅等施設の点検を行う。
- また、市は協議会と連携して入居者の健康維持、時限的市街地の活性化等を図る。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 時限的市街地の立ち上げを想定した、入居方針の素案を作成する。 ◆ 時限的市街地から恒久的市街地形成までのプログラムを作成する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 入居待ちの人は長い避難所生活で精神的負担も多くなることから、随時情報を提供するなど入居までのフォローに留意する。 ◆ 入居者選定にあたっては、要配慮者や地域コミュニティに配慮する。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 時限的市街地の管理運営支援策を検討する。

この頁に必要な物品

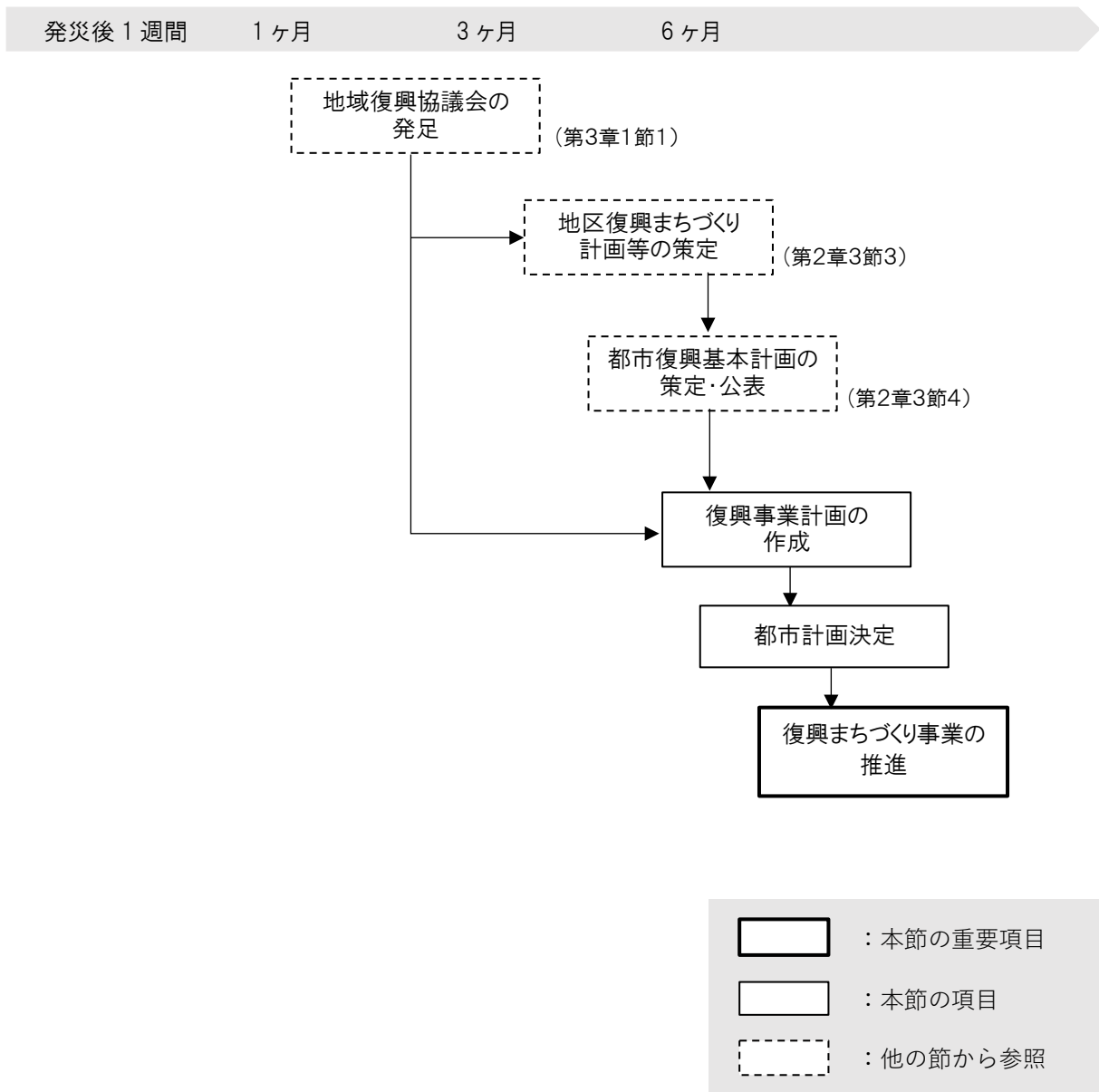
- | | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 管理運営計画書(雛形) | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 入居手続きマニュアル | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

第4節

復興まちづくり事業の実施

土地区画整理事業や市街地再開発事業など法定事業地区について、権利者と市で個別事業計画を策定し、復興まちづくり事業を進める。

■本節に関わる業務の関連フロー

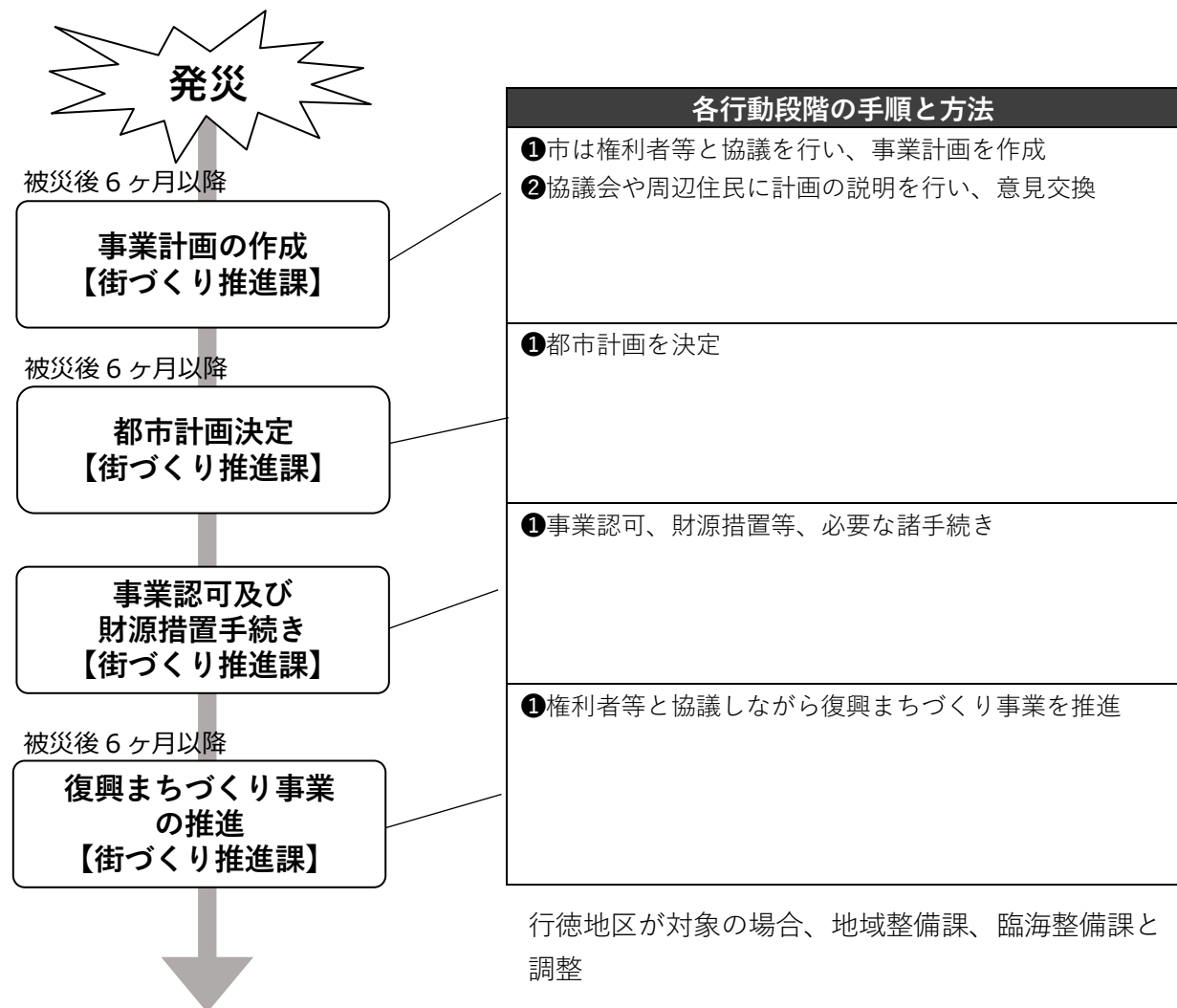


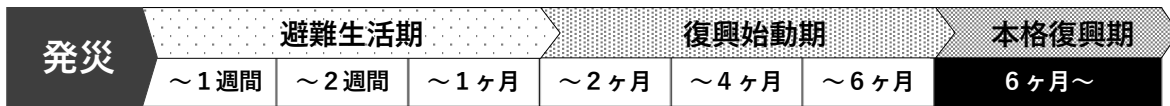
<h1 style="margin: 0;">地域</h1> <h2 style="margin: 0;">4 節 1</h2>	<h3 style="margin: 0;">第4節 復興まちづくり事業の実施</h3>		
	<h2 style="margin: 0;">復興まちづくり事業の実施</h2>		
主管課	街づくり推進課	関係部課	臨海整備課、地域整備課 都市計画課

《行動のあらまし》

- 都市復興基本計画に位置づけられた事業について、個別事業計画を策定し、復興まちづくり事業を進める。
- 事業計画の策定にあたっては、権利者と協議の上、進める。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 復興に関する事業制度や特例措置を把握しておく。
留意事項	
検討課題	

この頁に必要な物品	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第5節

地域協働復興に向けての事前対策

被災後のスムーズな地域協働復興に向けて、平常時から復興まちづくりとは何か、どのような手順・方法で進めるのかについて周知を図り、復興まちづくりの意識醸成を図ることが重要である。

普及啓発により復興まちづくりに関する共通認識が図られた地域に対しては、地域と行政及び専門家が連携して進める地域協働復興を模擬体験する訓練を実施する。

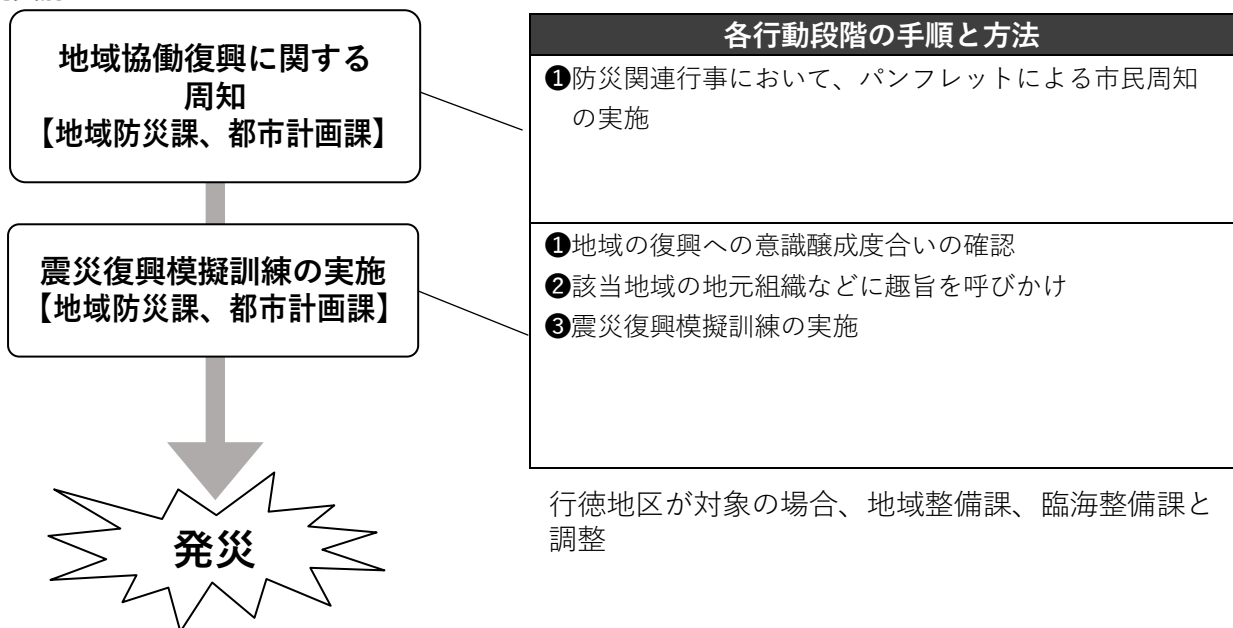
地域 5 節 1	第 5 節 地域協働復興に向けての事前対策		
	地域協働復興の周知		
主管課	地域防災課、都市計画課	関係部課	街づくり推進課、臨海整備課、 地域整備課

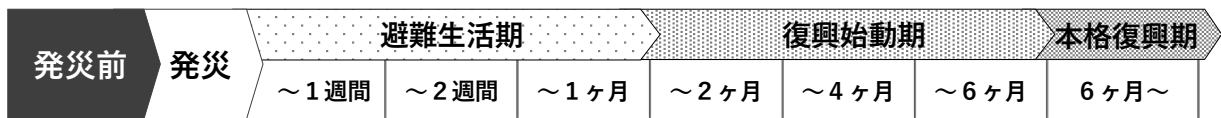
《行動のあらまし》

- 地域協働復興に向けて、震災復興に係る取り組みの周知を図り、復興まちづくりの意識醸成を図る。
- 復興まちづくりに関する共通認識が図られた後、地元組織を通じて震災復興模擬訓練を実施する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）

発災前





事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訓練の実施に備え、「震災復興模擬訓練の手引き」等を作成する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民周知の際は、復旧・復興の流れを分かりやすく説明することに留意する。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訓練実施時の範囲や規模を検討する。 ◆ 訓練を行う際は、専門家等の協力を得て進めることも検討する。

この頁に必要な物品	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>